

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)				
②名称	The Brunei Economic Development Board (BEDB) / Brunei Intellectual Property Office (BruIPO)				
③所在地	The Law Building, Ground Floor Jalan Raja Isteri Anak Saleha Bandar Seri Begawan BA1910 Negara Brunei Darussalam				
④連絡先	(電話) (673) 238 0965		(FAX) (673) 238 0545		
	(E-mail) enquiries@bruipo.gov.bn		(internet) http://www.bruipo.gov.bn/SitePage		
⑤組織の長	Head and Deputy Registrar: Mrs. Norazizah Jaafar				
⑥沿革	<p>(1) ブルネイにおける知財制度は、1997年に特許法、1999年に商標法及び意匠法が制定された。</p> <p>(a) 特許法は、1997年法律第S33号(Cap. 72)により発明法が1999年に緊急特許令が制定され、施行された。</p> <p>(b) 商標法は、1999年法律第S58号により制定され、2000年6月1日に施行された。</p> <p>(c) 意匠法は、1999年法律第S83(3)号により緊急(意匠)令が制定され、2000年1月29日に施行された。</p> <p>(2) ブルネイにおける特許法は、2011年に特許令の改正が行われ、2012年1月29日から施行された。</p> <p>(3) ブルネイにおいては2013年に組織の改組が行われ、特許、意匠及び商標が1つの部署において取扱われることに組織変更が行われた。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、半導体集積回路の保護				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1994/4/21	2006/8/30			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
		2012/2/17			
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(実演及びレコード)
				2017/5/2	2017/5/2
	ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	2012/7/24	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		2017/1/6	2012/7/24		
ストラスブール	ウィーン	WTO			
		1995/1/1			

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	107	121	141	120
		(内 外国出願)	99	95	133	115
		(内日本から)	9			
		(内 PCTルート)	97	90	118	112
	意匠	全数	69	88	120	116
		(内 外国出願)	68	88	120	116
		(内日本から)	2	3	2	2
	商標	全数	1,651	1,978	2,003	1,748
		(内 外国出願)	1,530	1,838	1,822	1,637
		(内日本から)	51	51	47	63
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	41	43	50	27
		(内 外国出願)	35	37	48	27
		(内日本から)	2			
		(内 PCTルート)	35			
	意匠	全数	64	86	104	123
		(内 外国出願)	63	86	104	123
		(内日本から)	4	2	2	2
	商標	全数	1,515	2,100	2,654	2,220
		(内 外国出願)	1,429	2,023	2,517	2,123
(内日本から)		46	77	76	70	
(出典): WIPO IP Statistics						

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2012年1月1日施行（2011年改正特許令） (注) 2011年改正特許令の施行にともなって、従前の1999年緊急特許令及び発明法（Chapter 72）は廃止された。
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ。
	④他国制度との関係	2011年特許令の施行にともなって次の経過規定が規定されている。 2011年特許令の施行日前に英国、シンガポール又はマレーシアにおいて特許出願が行われており、また当該出願が施行日において係属中である場合は、出願人は当該出願に基づく特許の付与日から12月の期間内に登録証を申請することができ、この申請により登録証を取得できることが規定されている。（特許法第115条(3)）
	⑤出願人資格	発明者及びその承継人(自然人、法人)。 (特許法第19条(1)、(2)、第42条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、ブルネイ国内における送達宛先を指定することを要し、このためにブルネイ国内の代理人を選任しなければならない。 (特許法規則第35条)
	⑦出願言語	公用語(マレー語)、英語。 (特許法第29条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。特許権の効力は付与証明書の交付日に発効。(特許法第35条(1)) この存続期間は、特許の主題に医薬品の有効成分である物質を含み、有効成分として当該物質を使用する医薬品の販売許可取得手続きにより特許を実施する不当に短縮された場合で、販売許可の申請日と販売許可の取得日との間の間隔が2年を超える場合には、申請により次の期間のうち最も短い期間延長することができる。(特許法第36条(1)) (1) 販売許可の付与証明書の交付日と販売許可の取得日との間の期間 (2) 上記の間隔が不燃を超える期間 (3) 5年の期間。
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (特許法第14条(2))
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から12月。 (1) 発明者又は発明者が密かに発明を明かした者による不法又は背信行為に起因又はその結果として入手した発明の開示。 (2) 発明者又は発明者を発明者から入手した者若しくは発明者から発明を得た他人から密かに発明を得た者により行われた発明の開示。 (3) 発明者が国際博覧会における展示に起因する発明の開示。 (4) 発明者が自ら又はその同意を得て若しくはその代理として他人が学会で発表した論文、又は発明者が同意を得て学会の公報で公表された論文において発明者が発明について説明したこと起因する又はその結果として生じた発明の開示。 (特許法第14条(4))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。(特許法第13条(2)) ・公表又は実施することが、不快な、不道徳的な又は反社会的な行動を助長すると予想される発明。
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。方式要件のみが審査され、方式要件を満たしている特許が付与される。 (特許法第29条(1)、第30条(1)、第34条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許法第29条(1)、第30条(1)、第34条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は、方式審査を満たしているときは、登録され公報により公告(公開)される。(特許法第29条(1)、第30条(1)、第34条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。 (特許法第29条(1)、第30条(1)、第34条(1)、第77条(1))
	⑰無効審判制度の有無	有。特許発明が特許を受けるべきではない発明であるときは、何人も特許の無効を特許庁に請求することができる。 (特許法第77条(1))
	⑱実施義務	無。

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)		
⑱費用 単位 BN\$ (ブルネイ・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 140 BN\$ 登録料 200 BN\$(25クレームまで) 20 BN\$(25クレーム超の各クレームにつき)		
		[特許権の維持に掛かる費用]	
		年金	
		5年～ 7年次	160 BN\$(各年)
		8年～ 10年次	270 BN\$(各年)
		11年～ 13年次	350 BN\$(各年)
		14年～ 16年次	450 BN\$(各年)
		17年～ 19年次	550 BN\$(各年)
		20年次	650 BN\$
		21年次以降	950 BN\$(各年)
⑳料金減免措置の有無	無。		
㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無(ブルネイは、PCTには未加盟)		

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2000年1月29日施行(1999年緊急(意匠)令)
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ(大陸棚を含む)。 (意匠法第1条(3)、(4))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。 (意匠法第8条(1)、第32条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、ブルネイ国内における送達宛先を指定することを要し、従ってブルネイ国内の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第15条(1)、(2))
	⑦出願言語	公用語(マレー語)、英語。 (意匠法規則56)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回更新できる(最長15年)。 (意匠法第29条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (意匠法第9条(2))
	⑩グレースピリオド*	有。次の事項が規定されている。 (1) 意匠の所有者、又は所有者以外の者による善意に反する意匠の開示。この場合、期間は開示日から12月。 (2) 登録を求める織物意匠の意匠に付された商品の最初の内密の意匠の開示。この場合、期間の制限はない。 (3) 意匠の表示見本又は意匠が適用されている物品の公認の国際博覧会における意匠所有者の承諾のもとにおける展示による開示。この場合、意匠登録出願を博覧会の開会後6月以内に行っていることが必要。 (意匠法第12条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 意匠は、当該意匠の物品の外観が重要でない場合は登録することができない。 (2) 意匠は、当該意匠の公開又は使用が公序良俗に反する場合には登録することができない。 (意匠法第10条、第11条)
	⑫実体審査の有無	無。意匠登録出願は、出願日が付与された後、方式要件を満たしているか否かについての審査が行われ、方式要件を満たしていると登録され、公報により公告される。審査は、意匠登録出願の実体については行われていない(意匠法第25条～第27条)。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。2又はそれ以上の意匠が同一の意匠分類、又は同一の組物に係るときは、同一の登録出願とすることができる。(第15条(6))
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。 (意匠法規則24)
	⑲出願公開制度の有無	無。 (意匠法第25条、第26条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により、意匠登録出願の登録及び意匠の公告を、出願日又は優先権が主張されている場合には優先日から12月を超えない期間内において延期することができる。 (意匠法第26条(2)～(5))
	㉑異議申立制度の有無	無。 (意匠法第25条、第26条、第45条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は、何人も裁判所に提訴して請求することができる。 (意匠法第45条)

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
	②登録表示義務	無。
	④費用 単位 BNS (ブルネイ・ドル)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 300 BNS(1意匠) 200 BNS(2超の各意匠) 公告料 500 BNS [意匠権の維持に掛かる費用] 権利期間更新料 1回目の5年の更新 500 BNS 2回目の5年の更新 700 BNS
	⑤料金減免措置 の有無	無。

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2000年6月1日施行(2000年改正第98章の商標法(CAP.98))
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ(大陸棚を含む)。 (商標法第1条(3))
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、証明標章、団体商標。 (商標法第4条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標。
	⑦出願人資格	標章を使用しているか、又はその使用を考えている標章の所有者(自然人、法人)。 (商標法第33条(3))
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第8条(1)、同法第9条(1))
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者はブルネイ国内における送達宛先を指定する必要があり、従って従ってブルネイ国内に居住の代理人を選任しなければならない。 (商標法規則第9条)
	⑪出願言語	公用語(マレー語)、英語。 (商標法規則第20条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日(登録商標は出願日に登録されたものとみなされる)から10年。更に10年ずつ更新することができる。 (商標法第43条、同法第41条(3))
	⑬「グレースピリオド」	次の事項が規定されている。期間は開示日から6月。 ・標章登録出願人が、国際博覧会において当該標章を付した商品又は当該標章の下に提供されるサービスを展示したときは、当該天使日から6月以内に当該標章の登録を出願した者は、同人の請求により、当該日に登録出願をしたとみなされる。 (商標法第37条)
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第6条、第7条) (1) その使用が誤認又は混同を生じるおそれがある標章 (2) その使用が法律又は道徳に反するような標章 (3) 中傷的な事柄からなるか又はそれを含む標章 (4) 明示、黙示又は推定による信託通知 (5) 善意の同時使用の場合を除き、同一の商品又は同一の特徴を有する商品について、第三者により既に登録されている商標と同一の又は誤認を生じる程度に類似している標章 (6) 次のものによって構成されているか又はそれを含んでいるもの (a) ブルネイの記章、紋章及び王位象徴品の表示 (b) 王冠、王旗若しくはそれ以外の王室旗、又はそれらに紛らわしい模造 (c) 国王又は王室の一員の表示、又はそれらに紛らわしい模造 (d) 語、文字又は図柄であって、出願人が王室の保護又は強化を受けているものと人々に誤認させるおそれがあるもの (e) 名勝又は事物であって、記章及び名勝法に規定されている指定名称又は指定記章であるもの、又はそれらに紛らわしい模造。
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。周知商標を登録して保護する制度はないが、パリ条約に基づき周知商標はその登録が防止され、保護される。 (商標法第54条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第38条、第39条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。 (商標法第38条、第39条(1))
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

